

# エコアクション21 環境活動レポート2014年度

大阪弁護士会本部

対象活動期間：平成26年4月1日～平成27年3月31日

作成日：平成27年5月15日

# 大阪弁護士会環境方針

## 1 基本理念

人類は、限りある資源を大量に使用し、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会システムによって、自然環境を破壊してきました。そのような中、かけがえのない地球環境を保全し、持続可能な社会を形成しようとする意識が強まり、今まさに、温室効果ガス排出量の削減などに代表される環境保全の活動が世界的な流れとして定着しつつあります。

大阪弁護士会は、これまで、悲惨な公害の根絶や自然環境の保全・再生に向けて、国や自治体等に対して様々な提言を行なうとともに、シンポジウムの開催などを通じて市民の皆様にも環境保全の重要性などを訴えてまいりました。当会は、今後とも、環境負荷の削減、環境保全のため、外部に対するこれらの活動を継続しますとともに、当会会員弁護士の執務や、当会の会務・会館の運営などにおいても、環境保全の活動に取り組むことを誓約し、ここに次の行動方針を策定します。

## 2 行動方針

- (1) 公害の根絶、豊かな環境保全・再生、持続可能な循環型社会の実現に向けて、国、自治体並びに社会に対し提言や働きかけを継続的に実施します。
- (2) 当会会員弁護士に対する環境保全、環境負荷削減に関する広報・啓発活動をおこない、会員弁護士の執務において環境保全などが実現されるよう取り組みます。
- (3) 環境保全、環境負荷削減のため、当会の会務運営と会館管理にあたり次の施策に取り組みます。
  - ① 水・電気の適正使用を意識し、無駄な消費の削減に継続的に取り組みます。
  - ② 廃棄物排出量を常に意識し、無駄な廃棄物が生じないよう継続的に取り組みます。
  - ③ 紙使用量を常に意識し、その削減に向けて継続的に取り組みます。
  - ④ 環境関連法規・条例およびその他の法令を遵守します。
  - ⑤ 会館利用者の環境保全意識の向上を目指し、教育・啓発活動を行います。
  - ⑥ 業務上、必要な製品等を購入する際に、環境負荷が少ないものを優先的に購入します。

制定日：2009年（平成21年）9月28日

改定日：2014年（平成26年）4月1日

大阪弁護士会  
会長 石田法子

## 1 組織の概要

(1) 事業所名 大阪弁護士会

(2) 代表者名 会長 石田 法子 (平成26年4月1日～平成27年3月31日)

(3) 所在地 大阪市北区西天満1丁目12番5号

(4) 環境管理責任者氏名及び担当者連絡先 (平成27年度担当)

環境管理責任者 副会長 土谷 喜輝 (Tel 06-6364-1225)

担当事務局 小寺 和峰 ( " )

(5) 大阪弁護士会の沿革など

明治13年5月大阪組合代言人という名称で組合を結成。同6月初代会長等選出。明治26年5月旧々弁護士法施行にともない大阪組合代言人を廃止し大阪地方裁判所所属弁護士会となりました。大正15年5月名称を大阪弁護士会と改称(旧々弁護士法時代)。昭和24年9月現行弁護士法が施行され、現在の大阪弁護士会となりました。大阪府下に事務所を設置する弁護士及び外国法事務弁護士は全員が当会に所属しています(強制加入団体)。

(6) 事業活動の内容

大阪弁護士会は、基本的人権の擁護と社会正義の実現のためさまざまな活動を行っています。市民への法的サービスを提供するための弁護士法の趣旨による調査研究活動、また弁護士の全般的なサポート活動に取り組んでいます。

(7) 規模 (大阪弁護士会本部) (平成27年3月31日現在)

① 大阪弁護士会本部

会員数：4,237名

職員数：93名

所在地：大阪市北区西天満1丁目12番5号

建物：地下2階 地上14階

延床面積：17,005.29㎡

敷地面積：5,078.06㎡

② なんば法律相談センター

職員数：2名

所在地：大阪府中央区難波4丁目4番1号 ヒューリック難波ビル4階

③ 堺法律相談センター

職員数：1名

所在地：堺市堺区南花田口町2丁3番20号 三共堺東ビル6階

※ 日本司法支援センター大阪地方事務所と事務所を共有しており、エコアクション21の認証範囲外としている。

④ 岸和田法律相談センター

職員数：1名

所在地：岸和田市宮本町27番1号 泉州ビル2階

⑤ 谷町法律相談センター

職員数：1名

所在地：大阪府中央区谷町3丁目1番9号 MG大手前ビル5階

※ 日本司法支援センター大阪地方事務所と事務所を共有しており、エコアクション21の認証範囲外としている。

## 2 環境への負荷の自己チェックシート及び目標設定書

### 【会館のみ】

年度 期間	2008 2008.4~2009.3	2009 2009.4~2010.3	2010 2010.4~2011.3		2011 2011.4~2012.3		2012 2012.4~2013.3		2013 2013.4~2014.3		2014 2014.4~2015.3		2015 2015.4~2016.3	2016 2016.4~2017.3
項目	(基準年度)	(実績)	(目標)	(実績)	(目標)	(実績)	(目標)	(実績)	(目標)	(実績)	(目標)	(実績)	(目標)	(目標)
会員数(人)	3,409 2009.3.31時点	3,591 2010.3.31時点	3,791 2011.3.31時点	3,726 2011.3.31時点	3,926 2012.3.31時点	3,866 2012.3.31時点	4,066 2013.3.31時点	4,017 2013.3.31時点	4,150 2014.3.31時点	4,144 2014.3.31時点	4,344 実績は2015.3.31時点	4,237 2015.3.31時点	4,437 2016.3.31時点(予測)	4,637 2016.3.31時点(予測)
水(m <sup>3</sup> )	5,161	5,395	5,724	5,570	5,928	5,475	6,140	5,441	5,229	5,424	5,430	5,429	5,502	5,750
※2	1.51	1.58	1.51	1.49	1.51	1.42	1.51	1.35	1.26	1.31	1.25	1.28	1.24	1.24
基準値に対する比率(%)	100%	105%	100%	99%	100%	94%	100%	90%	83%	87%	83%	85%	82%	82%
ガス(m <sup>3</sup> )	22,356	3,254	22,356	1,536	25,755	876	26,673	2,063	1,245	309	1,086	238	266	278
※2	6.56	0.91	6.56	0.41	6.56	0.23	6.56	0.51	0.30	0.07	0.25	0.06	0.06	0.06
基準値に対する比率(%)	100%	14%	100%	6%	100%	3%	100%	8%	5%	1%	4%	1%	1%	1%
電気(KWH)	1,894,598	1,881,402	1,705,138	1,927,874	1,963,735	1,931,080	2,033,000	1,895,205	1,838,450	1,871,268	1,911,360	1,842,332	1,943,406	2,031,006
※2	556	524	500	517	500	500	500	472	443	452	440	435	438	438
基準値に対する比率(%)	100%	94%	90%	93%	90%	90%	90%	85%	80%	81%	79%	78%	79%	79%
CO2(kg-m <sup>3</sup> )	762,552	717,929	686,297	731,831	790,379	731,770	817,266	720,678	726,250	966,217	716,760	951,188	976,140	996,955
※2、3	224	200	201	196	201	189	201	179	175	233	165	224	220	215
基準値に対する比率(%)	100%	89%	90%	88%	90%	85%	90%	80%	78%	104%	74%	100%	98%	96%
コピー紙(枚)	7,485,200	6,245,500	7,491,568	6,378,000	7,758,347	6,398,500	8,035,008	6,942,000	6,640,000	7,858,000	6,516,000	7,823,500	7,542,900	7,882,900
※2	2,196	1,739	1,976	1,712	1,976	1,655	1,976	1,728	1,600	1,896	1,500	1,846	1,700	1,700
基準値に対する比率(%)	100%	79%	90%	78%	90%	75%	90%	79%	73%	86%	68%	84%	77%	77%

※1 2015年度以降、会員数は200名ずつ増加することを想定。

※2 各項目下段の数値は、会員一人当たりの使用量等

※3 2014年度の二酸化炭素排出係数は右記のとおり。(電気使用量×0.516(kg-CO<sub>2</sub>/kWh)、ガス使用量×0.0509×45.0)

※4 CO<sub>2</sub>については2008年当時と排出係数が異なり、基準年度を下回ることが難しくなっている。

### 【会館にんば及び岸和田法律相談センターの数値を追加(2014年度分以降)】

・2015年1月18日付の更新登録よりにんば及び岸和田法律相談センターを対象範囲に追加

年度 期間	2008 2008.4~2009.3	2009 2009.4~2010.3	2010 2010.4~2011.3		2011 2011.4~2012.3		2012 2012.4~2013.3		2013 2013.4~2014.3		2014 2014.4~2015.3		2015 2015.4~2016.3	2016 2016.4~2017.3
項目	(基準年度)	(実績)	(目標)	(実績)	(目標)	(実績)	(目標)	(実績)	(目標)	(実績)	(目標)	(実績)	(目標)	(目標)
会員数(人)	3,409 2009.3.31時点	3,591 2010.3.31時点	3,791 2011.3.31時点	3,726 2011.3.31時点	3,926 2012.3.31時点	3,866 2012.3.31時点	4,066 2013.3.31時点	4,017 2013.3.31時点	4,150 2014.3.31時点	4,144 2014.3.31時点	4,344 実績は2015.3.31時点	4,237 2015.3.31時点	4,437 2016.3.31時点(予測)	4,637 2016.3.31時点(予測)
水(m <sup>3</sup> )	5,161	5,395	5,724	5,570	5,928	5,475	6,140	5,441	5,229	5,424	5,430	5,429	5,502	5,750
※2	1.51	1.58	1.51	1.49	1.51	1.42	1.51	1.35	1.26	1.31	1.25	1.28	1.24	1.24
基準値に対する比率(%)	100%	105%	100%	99%	100%	94%	100%	90%	83%	87%	83%	85%	82%	82%
ガス(m <sup>3</sup> )	22,356	3,254	22,356	1,536	25,755	876	26,673	2,063	1,245	309	1,086	238	266	278
※2	6.56	0.91	6.56	0.41	6.56	0.23	6.56	0.51	0.30	0.07	0.25	0.06	0.06	0.06
基準値に対する比率(%)	100%	14%	100%	6%	100%	3%	100%	8%	5%	1%	4%	1%	1%	1%
電気(KWH)	1,894,598	1,881,402	1,705,138	1,927,874	1,963,735	1,931,080	2,033,000	1,895,205	1,838,450	1,871,268	1,911,360	1,856,251	1,943,406	2,031,006
※2	556	524	500	517	500	500	500	472	443	452	440	438	438	438
基準値に対する比率(%)	100%	94%	90%	93%	90%	90%	90%	85%	80%	81%	79%	79%	79%	79%
CO2(kg-m <sup>3</sup> )	762,552	717,929	686,297	731,831	790,379	731,770	817,266	720,678	726,250	966,217	716,760	958,371	976,140	996,955
※2、3	224	200	201	196	201	189	201	179	175	233	165	226	220	215
基準値に対する比率(%)	100%	89%	90%	88%	90%	85%	90%	80%	78%	104%	74%	101%	98%	96%
コピー紙(枚)	7,485,200	6,245,500	7,491,568	6,378,000	7,758,347	6,398,500	8,035,008	6,942,000	6,640,000	7,858,000	6,516,000	7,856,000	7,542,900	7,882,900
※2	2,196	1,739	1,976	1,712	1,976	1,655	1,976	1,728	1,600	1,896	1,500	1,854	1,700	1,700
基準値に対する比率(%)	100%	79%	90%	78%	90%	75%	90%	79%	73%	86%	68%	84%	77%	77%

※1 2015年度以降、会員数は200名ずつ増加することを想定。

※2 各項目下段の数値は、会員一人当たりの使用量等

※3 2014年度の二酸化炭素排出係数は右記のとおり。(電気使用量×0.516(kg-CO<sub>2</sub>/kWh)、ガス使用量×0.0509×45.0)

※4 CO<sub>2</sub>については2008年当時と排出係数が異なり、基準年度を下回ることが難しくなっている。

### (これまでの評価)

#### 水について

会員1人あたりの使用量は前年及び基準年度を下回ることが見込まれる。

しかし、会員数、会館内の行事等が年々増加しているため、今後、生活排水の増加が見込まれる。

総量を減らす工夫が必要であるが、弁護士会の活動を活性化するとともに行事数等も増加するため、更に節水を呼びかけたい。

#### ガスについて

2009年度以降、空調の稼働について、電気でもまかなうことができない場合のみガスを使用することとなったため、大幅に使用量が減少している。

空調機器を効率的に使用し、更なるガス使用量の削減に努めたい。

#### 電気について

2013年度に、800kWから760kWへ契約電力を見直しを行い、1階吹き抜け部照明のLED化を行った。

契約電力の見直しについては、更なる削減は難しいと考えられる。

水と同じく会員数、会館内の行事等の増加により、増加する傾向にあるため、今後も工夫の検討が必要である。

2014年度にエコアクション21推進WTにてLEDライトの更なる普及を検討したが、費用の問題もあり、長期修繕計画に向けて提言する等、

今後の検討課題である。

#### 二酸化炭素について

原発稼働停止に伴う排出係数の計算値の変更により、基準年度からCO2排出量を下回ることが難しくなっている。引き続き、電気・ガス等の使用量の削減に努め、二酸化炭素の排出量の削減に努めたい。

#### コピー用紙購入枚数について

前年及び基準年度を下回ることが見込まれる。

今年度、常議員会におけるペーパーレス会議の試行を開始したが、次年度以降、更に促進したい。

#### ※グリーン購入の実績について

紙類	αエコカラーペーパー(大塚商会):FSCミックス SG(ゼロックス):グリーンマーク
文具類	ペン マーカー 修正テープ等

什器・備品類の購入は、総務部総合管理課が担当しております。

エコアクション21担当事務局も同課にあります。

引き続き、今後も全ての備品、消耗品についてグリーン購入を続けていきます。

### 3 環境活動計画の内容と評価

以下の基準によって評価しました。

(平成27年3月31日 エコアクション21推進ワーキング・チーム)

5：達成

4：ほぼ達成

3：運動をし、一定の効果を得ているが、十分に浸透していない

2：運動をしているがほとんど浸透していない

1：運動がほとんどできていない

\*：将来における対処のため現時点での評価は不能

#### 1 対外的働きかけ

活動計画	目標達成状況を含む「活動計画取組結果」の評価	今後の取組内容
<p>公害環境問題に関する調査研究等をおこなう委員会などの組織体制を今後も設置する。</p> <p>上記は、定例に会議を開催し、毎年度、その活動を報告書として取りまとめる。</p>	<p>5：公害対策・環境保全委員会を設置している。</p> <p>毎月1回開催しており、当会の委員会活動として引続き継続する。</p> <p>また、環境問題などについてシンポジウム等を開催している。</p> <p>平成26年度は2014年7月26日に「廃棄物処理とリサイクルの境界線」というテーマの夏期研修会を行った（本レポートの末尾に添付）。</p>	<p>引き続き、今後も委員会内で調査研究を行う。</p> <p>なお、平成27年度の夏期研修会においては「再生可能エネルギー」を取り上げる予定である。</p>

#### 2 会員弁護士への働きかけ

活動計画	目標達成状況を含む「活動計画取組結果」の評価	今後の取組内容
<p>会員弁護士の執務及びその法律事務所の運営に関し、環境負荷の軽減に資する情報を提供する。</p>	<p>4：会内の活動には取り組んでおり、月刊誌で定期的に活動情報を提供している。</p>	<p>「月刊大阪弁護士会」やHPにて広報を引続き行っていく。</p>

会員弁護士の執務及びその法律事務所の運営に関し、環境負荷の軽減をはかるための広報・啓発活動を行う。	3：同 上	〃
---	-------	---

### 3 会務運営と会館管理における取り組み

電気使用量の削減等について		
活動計画	目標達成状況を含む「活動計画取組結果」の評価	今後の取組内容
上1階、下2階への移動は、階段を利用	4：1階と地下1階への移動は、多くが階段を利用している。	引き続き、館内放送等で呼びかけを続ける。
利用状況に応じてエレベーターとエスカレーターの運転を休止・制限する。 ・利用者が少ない時間帯はエレベーターの稼働数を減少する。 ・1、2階エスカレーターの稼働を講演会などの開始と終了時に限定する。	5：エレベーターの稼働時間を以下のとおり定めている。 8:30～10:30 2機稼働（3・4号機） 10:30～11:30 3機稼働（2・3・4号機） 11:30～19:00 全機稼働（1・2・3・4号機） 19:00～21:00 3機稼働（1・2・3号機） 21:00～警備終了迄 2機稼働（3・4号機） 5：エスカレーターは、講演等の開始時・閉会時の混雑時のみに稼働を限定している。	左記運用を継続する。
館内室温（夏27度、冬21度）を適切に保ち、過度の冷暖房を抑制	5：職員、会員にも浸透している。	引き続き取り組んでいく。
遮光カーテン（夏は下げ、冬は上げる）を活用して冷暖房の軽減をはかる。	5：防災センターにて集中的に管理。	〃
電気機器の購入時には環境負荷の軽減も斟酌して新機器を選定する。	3：電気機器を購入する際には、消費電力量にも注視している。	カタログ等にはエコマークの商品が一目で分かるため、可能な限り環境負荷の少ない商品を購入していきたい。
ノー残業デーの遵守を励行する。	3：全職員にメールを配信し、周知している。	引き続き取り組んでいく。

電力使用量の安易な増加を防ぐため、会務の運営・会館の管理の見直しを続ける。	3：会議室を使用する際には、会議の参加人数に見合った収容人数の会議室を選ぶようにする。	会議室予約をする際の注意事項として、職員に対し、ルールを定めて、運用していく
館内照明のLED化	3：会議室フロアのLED化を検討したが、費用が高額であり今年度は見送った。会館の長期修繕の際などに提言していく。	今後の検討課題として引き継ぐ。
契約電力の見直し	5：平成25年度に契約電力の見直しを行った。 (800kW→760kW)	引き続き、節電に取り組んでいく。 なお、7月から9月の期間、関西電力の高圧ピーク需給調整に協力した。

水使用量の削減等について		
活動計画	目標達成状況を含む「活動計画取組結果」の評価	今後の取組内容
水の無駄な使用を抑制する。	3：特に一般市民の来館者には浸透していない。	会員数、来館者数増加に伴い、手洗いを利用する機会が増えるため、地道に広報を行っていく。

紙使用量の削減等について		
活動計画	目標達成状況を含む「活動計画取組結果」の評価	今後の取組内容
会員に対しメールアドレスの登録を促し、登録者への連絡は電子メールを活用する。 ・委員会等の資料配付は、電子データを活用する。	4：各委員会にて、当会へのメールアドレスの登録の呼びかけを行う。	年度最初の各委員会の場において、広報を行い、新規入会した会員にも届出をお願いしている。 現在の登録者数は全会員の76%。
紙使用量を継続的に管理する。 ・紙購入量を継続的にカウントし、日常会務に紙使用量を意識する。	5：達成されている。 弁護士会で総会に次ぐ意思決定機関である常議員会において、電気・水道・ガスとともに購入量(使用量)を報告し、環境活動に関する啓発を行っている。	引き続き取り組んでいく。

<p>コピー、印刷方法を工夫し、紙使用量を抑制する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・両面コピー、両面印刷、また用途に支障がない範囲で2アップコピーを励行する。</li> </ul>	5：達成されている。	〃
<p>FAX 送信の無駄をなくす。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・メールと FAX の重複送信を止める。</li> <li>・委員会開催通知を会員へ FAX 送信するときは、名簿を添付しない。</li> </ul>	5：達成されている。	〃
<p>反故紙の再利用。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再使用が可能な反故紙の回収箱を設け、反故紙を回収する。</li> </ul>	3：可能な範囲で取り組んでいる（FAX受信用紙への再利用、メモ用紙への転用等）	〃
<p>委員会配布資料の無駄を削減する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既配布の有無、閲覧での代替性、過度の部数にならないよう留意し、紙使用量が安易に増加させないよう意識する。</li> </ul>	3：委員会の前には、委員の出欠を確認し、必要部数を用意するよう徹底している。	弁護士会で総会に次ぐ意思決定機関である常議員会においてのペーパーレス会議の試行を開始した。今後、対象者の拡大について更に推進する。また、エコアクション 21 推進 WT においてはペーパーレス会議を実行している。
<p>全会員配布資料の絞り込み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・希望者への配布だけで足りないか、また、レターケースへの備置やホームページでの PDF ファイル配布で足りないかなど。</li> </ul>	2：全会員に必要でなければ、案内等を棚置きし、必要部数をとってもらうこととしている。	当会マターではないが、日弁連レベルでインターネット上に会員向けのバーチャルレターケース（仮称）の構築が検討されている。
<p>紙使用量の安易な増加を防ぐため、引き続き会務の運営・会館の管理の見直しを続ける。</p>	※：当会の全体のテーマとして、引き続き検討を行う。	

廃棄物量の削減等について		
活動計画	目標達成状況を含む「活動計画取組結果」の評価	今後の取組内容

製品の長期使用を励行する（その使用によって大きな環境負荷が生じるときを除く）。	4：ほぼ達成されている。	引き続き取り組んでいく。
カン、ビン、ペットボトルなどのゴミの分別を引き続き実施する。	5：達成されている。ペットボトルの蓋をエコキャップとして、別途回収している。	〃
備品の購入にあたっては、リサイクルの可否、リサイクル効率も斟酌して購入品を選定する。	3：可能な限り選定できている	プリンターのトナーはリサイクルトナーを活用している。
再生紙の使用を引き続き実施する。	5：達成している	購入するコピー用紙は、従前どおり再生紙とする。
廃棄物量の安易な増加を防ぐため、引き続き会務の運営・会館の管理の見直しを続ける。	4：ほぼ達成している	引き続き、反故紙、裏紙の利用を行う。またペットボトルの蓋をエコキャップとして、別途回収している。
消耗品の購入にあたっては詰め替え可能なども斟酌して購入品を選定する。	4：ほぼ達成している	消耗品の発注は総合管理課が基本的に行なっているので、引き続き詰め替え可能な商品を選択するように取り組む。

会館利用者への広報について		
活動計画	目標達成状況を含む「活動計画取組結果」の評価	今後の取組内容
館内放送・館内掲示を活用して、環境負荷軽減への取り組みを広報する。	5：館内放送を実施中である。	引き続き取り組んでいく。
委員会等などによって環境負荷削減への取り組みを広報・啓発する。	3：更に意識を高めたい。	年度初めの第一回目の委員会等において、紙の消費節減についてお願いをしている。

#### 4 環境関連法規への違反、訴訟等の有無

##### 1 適用となる主な環境関連法規

主な適用法規	該当する活動
環境基本法	ばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害防止、自然環境の保全に必要な処置。製品の使用又は廃棄による環境への負荷の低減努力。
地球温暖化対策の推進に関する法律	温室効果ガス排出抑制努力義務
環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律	職員に対する環境保全に関する知識及び技能を向上させるために必要な、環境保全の意欲の増進、または環境教育を行う。
循環型社会形成推進基本法	製品が廃棄物となることを抑制するために必要な措置を講じる義務
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	分別排出の努力義務
特定家庭用機器再商品化法	特定家庭用機器をなるべく長期間使用する。
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	環境物品等を選択するよう努める。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例)	事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理するよう努める。
資源の有効な利用の促進に関する法律	事業活動に伴い、原材料等の使用の合理化を行うとともに、再生資源及び再生部品を利用するよう努める。
下水道法	排水設備の設置義務。
大阪府環境基本条例	事業活動を行なうにあたり、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に資するため必要な措置を講ずる。
大阪府自然環境保全条例	事業活動を行うにあたり、自然環境の保全に資するため必要な措置を講ずる。
大阪府生活環境の保全等に関する条例	環境負荷低減義務
大阪府循環型社会形成推進条例	事業活動を行うに際しては、原材料等がその事業活動において廃棄物等となることを抑制するために必要な措置を講ずる。
大阪府温暖化の防止等に関する条例	事業活動を行うに際しては、温室効果ガス

の排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化並びに建築物の環境配慮のため、エネルギーの使用の抑制に資する行動、環境に配慮した資材、機器等の利用その他必要な措置を講ずる。

## 2 違反、訴訟等

環境関連法規等の遵守状況を確認した結果、違反はありませんでした。

なお、関係当局よりの違反等の指摘及び訴訟等は、過去3年間ございません。

以上

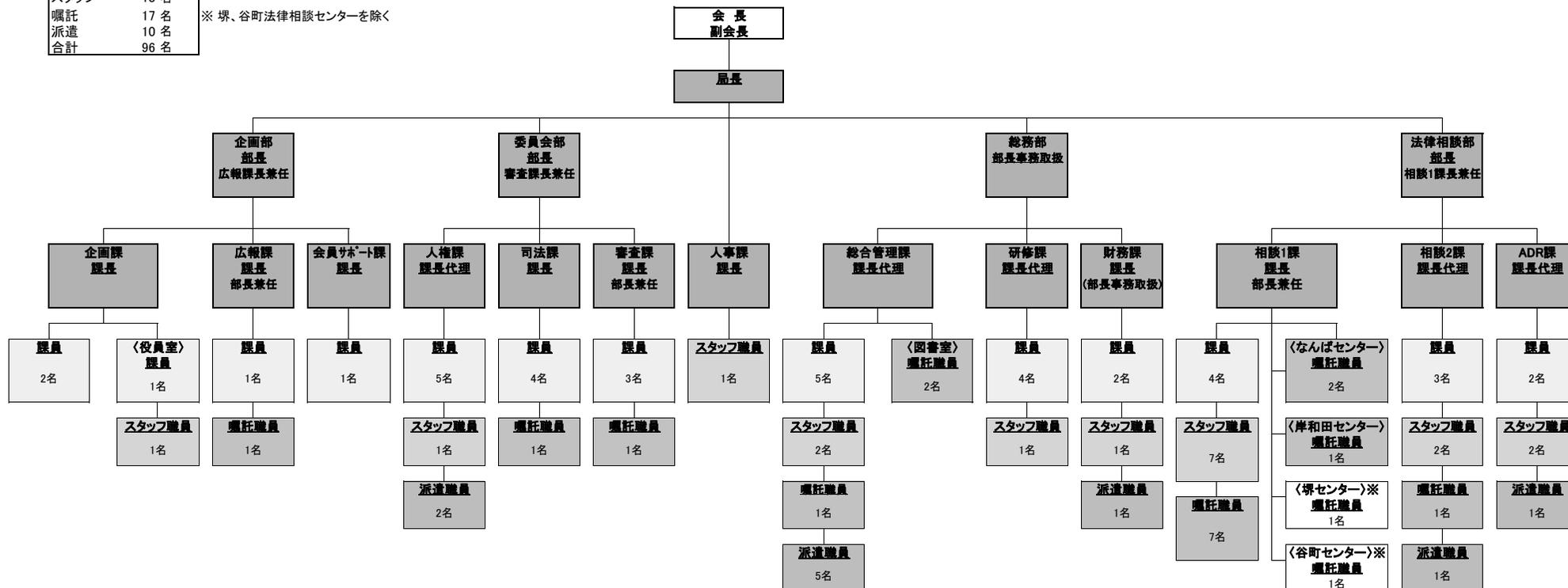
## 5【組織図】事務局業務分担・人員配置図(平成27年3月31日現在)

※対象者数は、96名になります。  
 ※色抜きの箇所が、登録対象外となっております。(堺、谷町法律相談センター 各1名)

正職員	51名
スタッフ	18名
嘱託	17名
派遣	10名
合計	96名

※ 堺、谷町法律相談センターを除く

事務局業務分担・人員配置図(平成27年3月31日現在)



役割について	
会長(代表者)	環境経営に関する統括責任、 環境管理責任者を任命 環境方針の策定・見直し及び全従業員へ周知 環境目標・環境活動計画書を承認
副会長(環境管理責任者)	環境経営システムの構築、実施、管理、環境目標・環境活動計画書を確認 環境活動の取組結果を代表者へ報告 環境活動レポートの確認
事務局 (事務局・総務部総合管理課)	環境管理責任者の補佐、EA21推進ワーキングチーム事務局 環境方針の周知、教育訓練 環境活動計画の実施及び状況確認 環境活動の実績集計 環境関連の外部コミュニケーションの窓口 環境活動レポートの作成(事務所に備付けと地域事務局への送付)
内部監査チーム	内部監査 当会を下記5つのセクションに分類し、相互に監査を行うこととし、毎年1セクション を対象として実施する

※ 堺法律相談センター及び谷町法律相談センターは  
 エコアクション21の認証範囲外  
 (日本司法支援センター大阪地方事務所と共同運営)

## 6 代表者による見直し手順書

実施時期	エコアクション21推進ワーキング・チーム（不定期開催）
出席者	エコアクション21推進ワーキング・チーム委員
実施手順	<ol style="list-style-type: none"><li>1. エコアクション21推進ワーキング・チーム事務局は、見直し日時と場所を確保し、代表者へ連絡する。</li><li>2. 担当副会長、事務局長が見直し資料の説明を行う。</li><li>3. 担当副会長は、方針、目的、環境経営システム等改定の必要性をチェックする。</li><li>4. エコアクション21推進ワーキング・チーム事務局は、代表者の指摘、意見等を記録する。</li><li>5. 代表者の最終確認を得る。</li><li>6. 事務局長は、見直し完了後速やかに各課に周知徹底する。</li></ol> <p>※ 必要があれば、メーリングリストを利用して、検討することができる。</p>
備考	引き続き同ワーキング・チームにてエコアクション21の活動に取り組んでいく。

### <代表者による評価と見直し>

当会が実施する市民集会、シンポジウム、会員向け研修会などにおいて配布レジュメの印刷に使用する紙（コピー紙）の使用はやむを得ないところがあり、それ以外の分野における節減に努めたい。平成26年度はペーパーレス会議の実施に取り組み、総会に次ぐ意思決定機関である常議員会（毎月2回開催）において希望者を募り会議資料のペーパーレス化に取り組んだ。平成27年度以降もこれを進めるものとする。

その他、電気・水・ガスの消費量については、以下のとおりの取り組みを行なっている。

今後も引き続き、エコアクション21の活動をスムーズに行うため、理事者（会長・副会長）直轄のエコアクション21推進ワーキング・チームのもとに取り組んでいくこととする。

#### ① 電気

契約電力を平成26年1月から800kWhから760kWhに変更している。  
会館1階吹き抜け部照明のLED化を行った。

平成26年度において一般会議室のLED化についても検討を行ったが、費用が高額となることから大規模修繕時に実施すること等について提言を行

うことを検討していく。

② 水

水消費量はその多くをトイレに使用しているため、来館者数により増減する傾向にあるが、引き続き節水等の施策を検討する。

③ ガス

夏・冬の空調の使用の際に、ガスを電力の補完エネルギーとして使用している。引き続き、電力と合わせてバランスよく使用し、効率的な利用を検討する。

④ 紙

ペーパーレス会議の導入など紙（コピー紙）の節減に努める。

本年度途中より総会に次ぐ意思決定機関である常議員会（毎月2回開催）において希望者を募り、ペーパーレスによる会議運営を試行している。

また会務報告書（平成26年度実績／441ページ・800部印刷）の印刷部数削減（電子データでの提供促進）について検討しており、平成27年度より実行する予定である。

⑤ その他

公害対策・環境保全委員会において夏期研修会として「廃棄物処理とリサイクルの境界線」と題する勉強会を行った。

以上

平成27年3月31日

## ◆ 公害対策・環境保全委員会

夏期研修会  
「廃棄物処理とリサイクルの境界線」

夏期研修会実行委員会 委員長 増田 尚（大阪）



2014年7月26日、兵庫県弁護士会館にて、標記の夏期研修会が行われた。

冒頭、印藤弘二近弁連常務理事のご挨拶の後、当職より、テーマ設定の問題意識として、リサイクル法制が整備され、「ゴミから資源」への動きが進む中、「ゴミ」と「資源」がボーダレス化しており、廃棄物処理法とリサイクル各法の目的を統合的に捉えて、廃棄物の定義を再構築する必要があることを指摘し、討論を呼びかけた。

次いで、山田浩介（大阪）、山本純弥（奈良）、野崎隆史（京都）、福井隆一（大阪）、小林邦子（大阪）各実行委員から、報告がなされた。

山田委員からは、廃棄物処理法の理念や制度設計が、同法や関連法制の改正により、どう推移していったのかが明らかにされた。1994年に施行された環境基本法で、持続可能な循環型社会がうたわれ、2001年に循環型社会形成推進基本法が完全施行されるなど、リサイクル法制が進む一方で、廃棄物処理法がキャッチアップできていないのではないかと指摘がなされた。

山本委員からは、廃棄物該当性に関する通知・通達や判例などが紹介された。実務では、いわゆる総合判断説を示したおから事件最二小決平11・3・10に従って運用されているが、他方で、「取引価値の有無」に関し、2013年3月29日付環廃産発第1303299号通知では、中間処理業者が自ら中間処理

後の者を利用する場合において、他人に有償譲渡できる者であるかどうか、一つの判断要素にすぎないかのように変更されたことや、同日付環廃産発第13032911号通知では、いわゆる逆有償に関し、運送費が売却代金が上回っている場合でも、少なくとも、有償譲渡者が占有者となった時点以降については、廃棄物に該当しないと判断してよいとの解釈や、収集運搬に関して、2013年6月28日付環境大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課事務連絡において、販売価格より運送費が上回ることをのみをもってただちに「経済的合理性がない」と判断するものではないとの解釈が示されているとの指摘がなされた。

野崎委員からは、食品や缶・ペットボトルのリサイクル工場や京都府庁へのヒアリングの概要の報告があった。リサイクルの現場からは、商品化の安定的なルートを確保することの難しさが語られ、行政からは、有価物を偽装するほかに、汚泥を土砂と偽装するなどの手口が指摘された。

福井委員からは、廃棄物の輸出に関する規制と、近畿地方環境事務所へのヒアリングの概要の報告があった。バーゼル条約による輸出規制が有害かどうかで判断していることや、輸出しようとする事業者が有害な規制対象でないことを証明するという実務の特徴があること、中古家電製品について、リユース品として輸出されたものの、輸出先で廃棄物と判断されシップバックされるケースがなお多いことなどが指摘された。

小林委員からは、EU廃棄物碎組み指令における「廃棄物の終了」概念についての説明があった。E

Uでは、1999年に、埋立（最終処分）量を抑制する政策目標が掲げられたことを受けて、2008年に、廃棄物枠組み指令により、廃棄物を「終了」させて資源として再利用することとし、「終了」の判断基準として、利用目的、市場や需要の存在、技術が既存の規制や基準に適合していること、有害な影響を及ぼさないことを定め、鉄・鋼スクラップ、ガラスカレット等の品目ごとに基準を明確化する作業を進めていることが紹介された。

次いで、第一東京弁護士会の佐藤 泉弁護士より、「循環型社会における廃棄物の定義の混乱と対応」と題する講演がなされた。佐藤弁護士は、循環型社会へのパラダイムシフトが進む中、静脈産業というべき廃棄物処理業者が、動脈産業というべき資源ビジネスに進出して、両者の融合・一体化が図られたことから、廃棄物や排出事業者の定義・区分に混乱が生じていると指摘。その上で、行政、排出事業者、処理業者のそれぞれにとって、廃棄物等の定義を明確化させるメリット・デメリットを分析して、廃棄物の区分を整理する必要があると提唱された。このような観点から、EUの現状について、国際的な廃棄物移動が実現し、資源ビジネスが育成されていると評価し、日本でも、再資源化に向けて規制緩和を行う必要があるとの考えを披瀝された。

その後、池田直樹（大阪・39期）、望月康平（大阪）両実行委員から、それぞれ、リサイクルを偽装した不適正処理の事例として、フェロシルト事件や、鉄鋼スラグ、肥料（汚泥）などの事例が紹介された。いずれの事案でも、再生品の市場性が確立されないまま、リサイクルを偽装が志向されるようになったとの共通する特徴が指摘され、対策として、再生品の品質、経済的合理性、技術や使用実態のチェックなどを強化すべきであるとの指摘がなされた。

これらの報告や講演を受けて、佐藤弁護士、池田委員、さらに、公益社団法人大阪府産業廃棄物協会事務局次長の龍野浩一氏が加わり、小林委員によるコーディネートの下、パネルディスカッションが繰り広げられた。廃棄物該当性の判断基準となっている総合判断説について、龍野氏は、廃棄物処分業者の観点から、取引価値が絶対的な基準かのような行政運用がなされているが、市況の変動によって廃棄物に該当するかどうか左右されるのは、法的安

定性を欠くものとして批判、池田委員は、「逆有償」だけを決定的な要素とするのではなく、有害性や、最終的にどう扱われているのかをチェックする必要があると指摘、佐藤弁護士は、2013年通知による取扱いの変更は、かえって廃棄物処理法の目的にそぐわなくなっているのではないかとの意見が出された。龍野氏からは、リサイクル業を育成する観点からの廃棄物の定義の見直しを求め、佐藤弁護士からも、再生品について、製品としての品質・欠陥の問題として取引法でコントロールするのか、廃棄物処理法という環境法に従って規制するべきかの政策的な線引きが必要と指摘があり、これに対し、池田委員から、アウトローを防ぐためにも、廃棄物の定義の段階では、広く廃棄物処理法の規制を及ぼし、その「終了」を厳しくした上で、取引法への引き継ぎをすべきではないかとの意見が出された。

報告・講演・パネルディスカッションを通じて、循環型社会への転換において生活環境を保全するという廃棄物処理法の理念をどこまで貫徹するかという政策的な論議のないまま、他方では、不適正処理の取締りという規制強化、もう一方では、資源ビジネスの活性化のための規制緩和が行われたことが、今日の混乱の原因となっているように感じた。そうであれば、その混乱を収束させるためにも、循環型社会における廃棄物処理法のあり方を再構築することが求められるといえるであろう。短い時間の研修会ではあったが、有意義な議論ができたことに、実行委員各位や講師、パネリストのみなさんに感謝の意を表したい。